

総 行 住 第 3 3 号
2 6 初初企 第 5 3 号
雇児総発 0316 第 1 号
平成 27 年 3 月 16 日

各都道府県	}	[	住 民 基 本 台 帳 担 当 部 (局) 長	}	殿
			教 育 委 員 会 教 育 長		
各指定都市			児 童 福 祉 ・ 母 子 保 健 主 管 部 (局) 長		

総務省自治行政局住民制度課長
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)

居住実態が把握できない児童への対応について

居住実態が把握できない児童（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）については、これまで下記関係通知等において、地方公共団体の母子保健や児童福祉部門、教育委員会、警察等の関係機関が、要保護児童対策地域協議会を活用すること等により情報を共有し、連携して対応するよう要請してきたところであり、平成 26 年 4 月には、5 月 1 日時点で当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住民票はあるが、乳幼児健康診査が未受診であったり、学齢期であっても未就学になっていたりするなど、電話や家庭訪問等による連絡が取れず、市町村が居住実態の確認が必要とした児童について、所在把握のための調査を実施した。

さらに、平成 26 年 8 月には、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」（以下「副大臣等会議」という。）が開催され、「居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努める」との取組方針が示されたこと等から、同年 9 月には同年 5 月 2 日以降の居住実態が把握できない児童数等の詳細な状況を確認するための追加調査を実施したところである（別添 1 参照）。

これらの取組や調査の結果等を踏まえ、各都道府県及び市町村におかれては、居住実態が把握できない児童の安全確認に引き続き努めていただいていると承知しているが、副大臣等会議における関係省庁の申し合わせを踏まえ、居住実態が把握できない児童に関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等について具体的に留意すべき事項を整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれては、関係通知に加えて、この内容を御了知いただくとともに、

児童相談所、保健所等の関係機関並びに貴都道府県内の指定都市を除く市町村に周知を図るなど、居住実態が把握できない児童への対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省入国管理局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく指導・助言（教育委員会の事務に係るものに限る。）である。

【関係通知】

- ・ 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 1 号・雇児母発 1130 第 1 号、各都道府県等児童福祉・母子保健主管部（局）長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・ 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け雇児総発 0611 第 1 号・雇児母発 0611 第 1 号、各都道府県等児童福祉・母子保健主管部（局）長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・ 「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 初初企第 68 号、各都道府県教育委員会教育長等あて文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）

記

第 1 居住実態が把握できない児童の範囲

本通知における「居住実態が把握できない児童」とは、原則として次の①～③のいずれかに該当し、当該児童が記録されている住民基本台帳を備える市町村（以下「住所地市町村」という。）において、所在及び安全（以下「所在等」という。）の確認が必要と判断した児童をいう。

ただし、保護者と連絡が取れている場合であっても、保護者の言動その他客観的な状況に鑑みて所在等の確認が必要と判断した児童や、これまで行ってきた支援の状況等から市町村において早急に確認する必要があると判断した児童については、所在等の確認が取れない期間や保護者との連絡・接触の状況にかかわらず、「居住実態が把握できない児童」として整理する必要がある。

- ① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができない家庭に属する児童
 - ② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当（市町村独自の手当も含む。）の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のいる家庭のうち、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、連絡・接触ができないため、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属する児童
 - ③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（※）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携してもなお電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない家庭に属する児童
- ※学校において行う事務や、就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続に係る事務も含む。

第2 居住実態が把握できない児童の所在等の確認

本通知において、居住実態が把握できない児童の所在等については、次のア～ウのいずれかにより確認することが必要である。

ただし、ウについては直接児童の確認ができていないことから慎重に判断する必要があり、判断に資する情報が十分でない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を行われたい。

なお、所在等の確認ができた児童について、虐待の防止や児童の健全育成の観点等から支援の必要性を検討した上で、支援が必要な場合は、関係部門で連携して引き続き支援を行っていくとともに、当該児童の保護者に対しては、当該児童が再び居住実態が把握できない児童となることのないよう、転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報提供等を行われたい。

ア 東京入国管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録が無いことの確認を含む。）

イ 住所地市町村の要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関や関係者のほか、住所地市町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視により確認

ウ ア及びイのほか、住所地市町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市町村が判断したことによる所在等の確認

※例：海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

他の市町村の医療機関を受診していることが判明し、その状況が確認できた場合
配偶者からの暴力等により避難しており、祖父母等を通せば確実に児童の所在等の確認ができる場合

複数の関係機関及び関係者から児童の所在等に関する同一内容の情報が得られた場合 等

第3 居住実態が把握できない児童の対応

1. 海外に出国している可能性がある児童への対応について

今般実施した「居住実態が把握できない児童に関する調査」（以下「居所不明児童調査」という。）の結果によれば、居住実態が把握できない児童のうち、4割を超える児童が海外に出国していることが判明したこと等から、居住実態が把握できない児童については、海外に出国している可能性も考慮しながら所在等の確認を行う必要がある。

海外に出国している児童については、東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会することで確認ができるが、その際には、別添2の「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成26年1月付法務省入国管理局通知）及び別添3の「出入（帰）国記録等の照会に関するQ&A」を参照されたい。

また、児童が二重国籍を有する可能性があり、住民基本台帳に記載されていない外国名の旅券を使用して出入（帰）国している場合等では、出入（帰）国記録の確認が困難である場合も考えられるが、住所地市町村においては、医療機関、学校、警察等の関係機関等の協力を得ながら外国名の把握に努めるなど継続的な調査を実施し、海外への出国確認につながる情報等の入手に努められたい。

なお、海外に出国している可能性がある児童についても、国内に居住している可能性も考えられることから、「2. 国内に居住している可能性が高い児童への対応について」の取組についても並行して実施されたい。

2. 国内に居住している可能性が高い児童への対応について

（1）住所地市町村内に居住している可能性が高い場合

居所不明児童調査の結果によれば、同一市町村内の母子保健や児童福祉、教育委員会等の関係部門や関係機関等との情報共有により所在等の確認ができた児童が最も多かった。

また、所在等の把握につながる情報が得られた部門については、母子保健担当や児童手当・児童扶養手当担当が多かったが、その他にも、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護の受給状況、教育委員会における就学状況の確認等により把握につながる情報が得られた事例もあった。

このため、居住実態が把握できない児童の対応にあたっては、居住実態が把握できない児童を担当する部門（以下「居所不明児童担当部門」という。）を定めるとともに、住所地市町村の住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等において居住実態が把握できない児童がいることが確認された場合には、把握できなくなった理由や背景等の情報を整理し、まずは住所地市町村の居所不明児童担当部門における一元的な情報の集約・整理や、庁内の関係部門間での情報共有の徹底を図ることが重要である。

さらに、住所地市町村では、後述する「第5 地方公共団体間等の情報提供・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係」を参考に、居住実態が把握できない児童の親族や近隣住民等への調査や、医療機関や教育機関（学校、社会教育施設等）、警察等の協力を通じて当該児童に関する情報の収集と所在等の把握に努められたい。その際、関係機関等との情報共有について、要保護児童対策地域協議会の場を通じて行う場合には、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、積極的に実施されたい。

なお、住所地市町村において調査等を行っても実態が把握できない場合や、調査等による情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には児童相談所に対応を求め、児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行われたい。

（2）住民票を残して他の市町村へ居所を移した可能性が高い場合

居住実態が把握できない児童であって、住所地市町村の庁内での関係部門による情報共有、調査等を行ったにもかかわらず所在等が把握できない場合は、海外に出国している場合を除き、住民票を残して他の市町村に居所を移している可能性が高いと考えられる。

この場合、居所の属する市町村（以下「居所市町村」という。）で母子保健や児童福祉等のサービスを受けていたり、幼稚園、義務教育諸学校に通っていたり、社会教育施設を利用したりすることなども考えられる。

居所市町村において、こうした行政サービスの提供等を通じて当該児童の所在等を把握した場合には、居所市町村と住所地市町村で情報を共有して当該児童の所在等の把握に努めることが必要であることから、以下のとおり市

町村間の情報共有の取組について、住所地市町村と居所市町村ごとに時系列に沿って整理したので、これに沿って取組を行われない。

ただし、住所地市町村に住民票を残して居所市町村で生活している家庭の中には、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ストーカー行為等（以下「DV等」という。）を理由に避難し、DV等の加害者に所在を知られることを危惧して転出・転入の届出を躊躇している場合等も考えられることから、DV等対策の担当部門と連携し、当該家庭の意向をよく確認するとともに、情報の取扱いには十分に注意されたい（後述するⅡ③参照）。

なお、以下の市町村間の情報共有の取組を行うことなく、住所地市町村において当該児童が住民票を残して他の市町村に居所を移していることを把握した場合には、当該居所市町村に連絡し、所在等の確認を依頼されたい。また、依頼を受けた居所市町村は、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、住所地市町村と同様の情報収集を行い、当該児童の所在等について確認し、その結果を依頼のあった住所地市町村に連絡されたい。

<所在等の把握のための市町村間の情報共有の取組について>（別添4参照）

I 住所地市町村での対応

① 居住実態が把握できない児童の存在を確認

- ・ 住所地市町村の住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等において居住実態が把握できない児童がいることが確認された場合には、把握できなくなった理由や時期、背景等を調べるとともに、当該児童に関する情報を整理する（2（1）と同様の対応）。

② 庁内の関係部門間で情報を共有し、居住実態把握のための調査を実施

- ・ ①で居住実態が把握できない児童を確認した部門は、居所不明児童担当部門と整理した情報を共有し、居所不明児童担当部門は、庁内の関係部門等との情報共有を行うとともに、関係機関等と協力し、当該児童の所在等の把握のための調査を実施する（2（1）と同様の対応）。

③ 居所市町村からの情報提供を受け、保有情報と照合

- ・ 後述するⅡ④により居所市町村の住民基本台帳部門から居住実態が把握できない児童に関する情報提供があった場合は、住民基本台帳部門は、住民基本台帳の情報との照合を行う。
- ・ また、居所市町村の母子保健・児童福祉・教育等の関係部門から居住実態が把握できない児童に関する情報提供があった場合は、母子保健・児童福祉・教育等の関係部門は、保有する児童に関する情報との照合を行う。

④ 居住実態が把握できた旨を庁内の関係部門間で情報共有

- ・ ③の照合の結果、当該児童であると確認ができた場合は、庁内の居所不明児童担当部門、住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等の間で所在等の確認ができた旨の情報共有を行う。

⑤ 本人による転出の手続

- ・ 住民基本台帳部門は、居所不明児童担当部門や母子保健・児童福祉部門、教育委員会等と連携して、当該児童の保護者に対して、住所地市町村から居所市町村への転出・転入の手続を行うよう促す。転出届が出されれば住民票を消除する。
- ・ 当該児童又は保護者がDV等の被害者である場合には、DV等対策の担当部門と連携し、DV等の支援制度について説明を行うとともに、居所市町村へ転入の手続の際に住民基本台帳におけるDV等支援措置を申し出て認定されれば、現（前）住所地・本籍地の市町村において、DV等の加害者が被害者の住民票の写し等の交付等を請求しても交付等がされないため、DV等の被害者の住所情報が加害者に知られることがない旨も説明する。
- ・ なお、転出届の提出を促してもなお届出をしない場合で、当該児童の生活の本拠がすでに居所市町村へ移っていると認められるときは、住所地市町村において職権により住民票を消除することが可能である。しかしながら、居住実態が把握できない児童については、虐待の防止や児童の健全育成等の観点から支援が必要な場合等も考えられることを踏まえ、住所地市町村において所在等の把握に努める必要があるため、職権による住民票の消除にあたっては、居住実態の調査を行うよう努めるとともに、居所市町村において住民票が新たに記載されることを前提として消除するなど、いずれの市町村にも住民票が存在しないという事態が生じないように、住所地市町村と居所市町村が連携して処理する必要がある。また、職権で住民票を消除した場合は、庁内の居所不明児童担当部門や母子保健・児童福祉部門、教育委員会等と情報共有する。なお、職権で住民票を消除した後についても、引き続き居所不明児童担当部門においては、当該児童に関する情報を可能な限り管理し、所在等の確認に努める。

※住民票を消除した場合でも、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項により、消除した日から5年間は保存することとされている。

Ⅱ 居所市町村での対応

① 保健・福祉サービスの申込、就学手続等

- ・ 住所地市町村に住民票を残して、居所市町村に居所を移して生活して

いる児童についても、居所市町村で実施している保健・福祉サービスの申込や、幼稚園・義務教育諸学校への就園・就学に関する相談、手続（就学時検診や入学説明会等も含む）等が行われることが考えられる。

② 転入の手続についての状況確認及び助言

- ・ 居所市町村において、①の各種行政サービスや就学等の手続等を行う際には、当該担当部門は、確実に当該市町村の住民基本台帳の記録の有無を確認するとともに、記録がない児童を把握した場合には、その保護者に対して、居所の移動の履歴や転入の届出をしていない理由などを確認しつつ、転入の手続に関する相談、助言等を行う。

③ 庁内の関係部門間での情報共有

- ・ ②により当該児童の転入の手続の状況等を確認し、転入の手続が行われていないことを把握した部門は、住民基本台帳部門や母子保健・児童福祉部門、教育委員会等との間で当該児童の居住状況についての情報共有を行う。
- ・ ただし、当該児童が、DV等により避難している等の事情を背景として、市町村間での情報共有を行うことに同意しないことについて、合理的な理由があると認められる場合には、本人の意向を尊重する。

※配偶者からの暴力を理由に避難している場合

- ・ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が発令されている場合
- ・ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成20年5月9日雇児福発第0509001号）に基づき、婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている場合
- ・ そのほか配偶者からの暴力を理由に避難していることについて、客観的事実に基づき居所市町村が判断できる場合（当該保護者と児童が母子生活支援施設に入所している場合等）

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 （略）

④ 住所地市町村へ連絡

- ・ 住所地市町村に住民票を残して居所を移している児童がいることについて情報提供を受けた住民基本台帳部門は、住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置の一環として、住所地市町村に対して、当該児童の情報を提供しつつ住所地市町村での記載状況等を確認する。
- ・ また、母子保健・福祉部門等においても、住所地市町村に連絡し、当該児童の状況についての情報提供を行うとともに、当該児童の生育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。
- ・ さらに、教育委員会においても、全国の市町村教育委員会において学齢簿の適正な管理が保たれるよう、居所市町村の住民基本台帳に記録されていない児童を受け入れて学齢簿に記載したときは、速やかに住所地市町村の教育委員会に対してその旨を通知する必要がある点に留意すべきである。

⑤ 本人による転入の手続

- ・ 住民基本台帳部門は、住所地市町村に対して④の情報提供を行うとともに、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等と連携して、当該児童の保護者に対して、住所地市町村から居所市町村への転出・転入の手続を行うよう促す。転入の届出が出されれば住民票の記載を行う。
- ・ DV等の被害者である場合には、DV等対策の担当部門と連携し、DV等の支援制度について説明を行うとともに、居所市町村への転入の手続の際に住民基本台帳におけるDV等支援措置を申し出て認定されれば、現（前）住所地・本籍地の市町村において、DV等の加害者が被害者の住民票の写し等の交付等を請求しても交付等がされないため、DV等の被害者の住所情報が加害者に知られることがない旨も説明する。
- ・ なお、DV等により避難している者など、③で合理的な理由があると認められた者以外で、転出・転入の手続を促したにもかかわらず行わない場合で、当該児童の生活の本拠がすでに居所市町村へ移っていると認められるときは、居所市町村において職権により住民票の記載を行うことが可能であるが、居住実態の調査を行うよう努めるとともに、住所地市町村において住民票が消除されることを前提として記載するなど、複数の市町村で住民票が存在するという事態が生じないように、居所市町村と住所地市町村が連携して処理する必要がある。

第4 居住実態が把握できない児童のうち、虐待リスクが把握されている児童の対応

前述した取組を実施したにもかかわらず居住実態が把握できない児童のうち、虐待リスクが把握されていない児童については、引き続き市町村において児童の所在等の確認に努めることになる。

一方、市町村による情報収集の結果、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には児童相談所に対応を求め、児童相談所は、出頭要求や臨検・捜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在等の確認に努められたい。

また、市町村の情報収集や児童相談所の対応状況から、緊急の対応が必要と考えられる場合には、速やかに警察に相談されたい。

なお、警察に相談等を行った場合でも、市町村や児童相談所における調査や関係機関等との情報共有により、新たに得られる情報もあると考えられることから、引き続き連携して居住実態が把握できない児童の所在等の確認に努めることが必要である。

第5 地方公共団体間等の情報提供・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

地方公共団体の職員については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条において、守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反とはならない。

また、各地方公共団体において定められている個人情報保護条例については、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、「法令に定めがあるとき」等とされていることが一般的である。

今回行う調査や情報提供、情報共有については、以下の（１）から（３）のとおり整理でき、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、積極的かつ適切な情報提供・共有に取り組まれたい。

（１）住民基本台帳法に基づく情報提供等

住民基本台帳は、市町村が行う各種行政事務処理の基礎とするものとされており（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 1 条）、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないことと

されている（同法第3条）。

また、住民基本台帳の正確な記録を確保するため、住民基本台帳の記録に誤りがあることを知ったときは、市町村長は、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならないこととされ（同法第14条）、また、市町村の委員会は、当該市町村の市町村長へ通報しなければならないこととされている（同法第13条）。

さらに、市町村長は、定期的に、また、必要があると認めるときはいつでも、住民票の記載事項について調査することができることとされており（同法第34条第1項）、市町村長は、必要があると認めるときは、関係人に対して質問し、又は文書の提示を求めることができることとされている（同条第2項）。

上記のことから、下記の①から④のとおり整理することができると考えられる。

- ① 住所地市町村の住民基本台帳部門と庁内の関係部門との間で、住民基本台帳情報の内部利用、住民基本台帳の正確な記録の確保、住民基本台帳法に基づく調査や通報のため、居住実態を把握できない児童の情報を共有することは可能である。
- ② 居所市町村の住民基本台帳部門と庁内の関係部門との間で、住民基本台帳の正確な記録の確保、住民基本台帳法に基づく調査や通報のため、住所地市町村に住民票を残して居所を移している児童の情報を共有することは可能である。
- ③ 居所市町村の住民基本台帳部門が、住所地市町村に住民票を残して居所を移している児童がいることを知った場合に、住民基本台帳の正確な記録の確保のため、住所地市町村の住民基本台帳部門に対し、当該児童の情報を提供しつつ住所地市町村での記載状況等を確認することは可能である。
- ④ 住所地市町村の住民基本台帳部門と庁内の関係部門との間で、住民基本台帳情報の内部利用、住民基本台帳の正確な記録の確保、住民基本台帳法に基づく調査や通報のため、居住実態を把握できない児童が居所市町村に居所を移している旨の情報を共有することは可能である。

※住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行わ

れるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2～4 （略）

（住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報）

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）

第十四条 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。

（調査）

第三十四条 市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 （略）

（2）児童福祉法に基づく情報提供等（要保護児童対策地域協議会の活用）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の3において、要保護児童対策地域協議会は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供等を求めることができるとされている。

居住実態が把握できない児童について、把握している情報等から支援について検討が必要な場合には、要保護児童対策地域協議会において、関係機関で情報を共有することが考えられる。

※児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

（資料又は情報の提供等）

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳そ

の他必要な協力を求めることができる。

(3) 児童虐待防止法に基づく情報提供等

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 3 において、地方公共団体の機関は他の市町村長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供することができる」とされている。

※児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）
（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第 6 都道府県における市町村への協力

居住実態が把握できない児童への対応については、第 3 及び第 4 のとおり、住所地市町村の居所不明児童担当部門が主体となって住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等と連携して取り組むことになるが、都道府県におかれても、居住実態が把握できない児童等に関する情報の提供や、住所地市町村が行う調査等への協力、居所市町村における DV 等の被害者への連携した対応など、市町村が実施する居住実態が把握できない児童の所在等の確認に関する取組に積極的に協力されたい。

※児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）
（都道府県の業務）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 （略）

2～5 （略）

※住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）

第十二条の五 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。

第7 居住実態が把握できない児童に関する所在把握等の取組

各都道府県及び市町村におかれては、住民に関する記録を適正に管理し、母子保健や児童福祉等のサービスの提供や、教育を受ける機会の確保等を図る観点から、居所不明児童担当部門を中心に、庁内の関係部門が連携して居住実態が把握できない児童に関する所在等の確認に努めていただく必要があります。今後、本通知等に基づいた取組を推進されたい。

また、国においても、今後、定期的に居所不明児童調査を実施し、該当児童数や市町村の取組状況等を把握するとともに、所在等の確認のための有効な対応策について検討していくこととしており、調査実施の際には協力されたい。